

介護サービス重要事項説明書

利用者に対して行う介護保険における指定居宅サービス（□居宅療養管理指導 □訪問看護 □訪問リハビリテーション □通所リハビリテーション）又は指定介護予防サービス（□介護予防居宅療養管理指導 □介護予防訪問看護 □介護予防訪問リハビリテーション □介護予防通所リハビリテーション）の提供開始に当たり、厚生省令第 37 号 8 条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人巖心会
所在地	岩手県滝沢市大釜吉水 103 番地 1
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 栃内 秀彦
電話番号	019-684-1111（代表）

2. 事業者が有する介護保険法令に基づき指定された事業所（岩手県）

介護保険法令に基づき岩手県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき岩手県知事から指定を受けている介護サービスの種類
栃内第二病院 (0311610034)	○ 指定居宅サービス 1) 居宅療養管理指導 2) 訪問看護 3) 訪問リハビリテーション 4) 通所リハビリテーション ○ 指定介護予防サービス 1) 介護予防居宅療養管理指導 2) 介護予防訪問看護 3) 介護予防訪問リハビリテーション 4) 介護予防通所リハビリテーション

3. ご利用事業所

事業者名称	栃内第二病院
所在地	岩手県滝沢市大釜吉水 103 番地 1
指定番号	0311610034
代表者名	院長 栃内 秀彦
電話番号	019-684-1111

4. 事業所の目的と運営方針

事業の目的

居宅において要介護状態又は要支援状態にある利用者に対して適切な介護サービスを提供することを目的とする。

事業の方針

- 1) 栃内第二病院（以下、「事業所」という。）の医師、看護師その他の従事者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- 2) 事業の実施にあっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする
- 3) 事業所は、必要なときに必要な介護サービスの提供が行えるよう、事業所体制の整備に努める。

5. ご利用事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	合計	備考
管 理 者	1	0	1	病院職員兼務
医 師	5 名以内	0	5 名以内	病院職員兼務
看 護 師	5 名以内	0	5 名以内	病院職員兼務
理 学 療 法 士	7 名以内	0	7 名以内	病院職員兼務
作 業 療 法 士	7 名以内	0	7 名以内	病院職員兼務
言 語 聴 覚 士	5 名以内	0	5 名以内	病院職員兼務

6. 営業時間

営 業 時 間	（平日）8 時 30 分～17 時 00 分 （土曜）8 時 30 分～12 時 30 分
---------	---

7. 営業地域

通 常 の 営 業 地 域	滝沢市・雫石町・盛岡市
---------------	-------------

（注）上記以外の地域への介護サービスでは交通費は別表 3 により実費の取り扱いになります。

8. 利用料

基本利用料として健康保険法健康保険法又は老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。利用者は事業者が定めた基本利用料（別表 1、2）、及びサービスを提供する上で別途必要になった場合の費用（別表 1.2）を支払うこととする。利用料金は月末締めで、請求書は翌月 10 日頃に発行することとする。

9. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡することとする。

10. 苦情申し立て窓口

栃内第二病院 窓口：医療相談室	【TEL】 684-1111	【FAX】 684-1114
--------------------	----------------	----------------

【説明日】 令和 年 月 日

介護サービスの提供を開始するにあたり、利用者に対して上記内容の重要事項を説明しました。

〔事業者名〕 栃内第二病院

〔説 明 者〕（職名） （氏名）[®]

私は、本書面により事業者から介護サービスの利用に際し、重要事項の説明を受けました。

〔利用者(又は代理人)〕

住 所

氏 名 ☐本人 ☐代理人(続柄：) [®]

基本利用料

*** 記載の金額は自己負担額 1 割の料金となります。自己負担額が 2 割・3 割の方はご注意願います。**

(居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導)			
①医師	居宅療養管理指導費（Ⅰ）	1)単一建物居住者 1 人に対して実施	515 円
		2)単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して実施	487 円
		3) 1)及び 2)以外の場合	446 円
②薬剤師	居宅療養管理指導費	1)単一建物居住者 1 人に対して実施	518 円
		2)単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して実施	397 円
		3) 1)及び 2)以外の場合	342 円
	薬学的管理指導加算		100 円（1 回/該当時所定金額加算）
③管理栄養士	居宅療養管理指導費	1)単一建物居住者 1 人に対して実施	545 円
		2)単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して実施	487 円
		3) 1)及び 2)以外の場合	444 円

(訪問看護及び介護予防訪問看護)

		訪問看護	介護予防訪問看護
①看護師	所要時間 20 分未満	266 円（1 回）	256 円（1 回）
	所要時間 30 分未満	399 円（1 回）	382 円（1 回）
	所要時間 30 分以上 1 時間未満	574 円（1 回）	553 円（1 回）
	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満	844 円（1 回）	814 円（1 回）
②准看護師	上記所定単位数の 9 0 %		

・夜間・早朝の場合は所定の金額に 25%を加算する

・深夜の場合は所定の金額に 50%を加算する

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション)

- ・訪問リハビリテーション費：308 円／回（1 回 20 分）
- ・介護予防訪問リハビリテーション費：298 円／回（1 回 20 分）

- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ6 円／回
- ・リハビリテーションマネジメント加算（介護予防除く）
各要件によりイ：180 円／月、ロ：213 円／月、事業所医師が利用者に節ネイ同意得た場合：270 円／月

- ・訪問リハ退院時共同指導加算600 円／日(介護予防除く)

- ・事業所評価加算120 円／月(介護予防のみ)

- ・短期集中リハビリテーション実施加算として下記に該当する場合は所定の金額にそれぞれ加算する
退院・退所又は新たに要介護認定を受けた日～3 ヶ月以内の場合 200 円／日

- ・介護予防訪問リハビリテーション長期利用の減算
利用開始日の属する月から 12 月を越える場合－30 円／回
（定期的なりハビリテーション会議による計画見直しを行い
LIFE へのデータ提供・フィードバックの活用行う場合減算を行わない）

基本利用料

*** 記載の金額は自己負担額 1 割の料金となります。自己負担額が 2 割・3 割の方はご注意願います。**

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション)					
①要介護 1	:	369 円／日	⑤要介護 5	:	491 円／日
②要介護 2	:	398 円／日			
③要介護 3	:	429 円／日	⑥要支援 1	:	2,268 円／月
④要介護 4	:	458 円／日	⑦要支援 2	:	4,228 円／月
・ リハビリテーションマネジメント加算イ・ロ・ハ (介護予防除く)					
		加算イ	加算ロ	加算ハ	
開始日から 6 ヶ月以内	560 円／月	593 円／月	793 円／月		
開始月から 6 ヶ月超	240 円／月	273 円／月	473 円／月		
事業所医師が利用者に同意得た場合			270 円／月		

- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算として下記に該当する場合は所定の単位数に加算する
退院・退所又は新たに要介護認定を受けた日から 3 ヶ月以内の場合 110 円／日

- ・生活行為向上リハビリ実施加算として下記に該当する場合は所定の単位数にそれぞれ加算する
開始月から起算して 6 ヶ月以内 1,250 円／月

- ・サービス提供体制強化加算Ⅲとして下記の介護認定状況に応じて所定の金額にそれぞれ加算する
要介護者：6 円／回 要支援 1：24 円／月 要支援 2：48 円／月

- ・移行支援加算（介護予防除く）12 円／日

- ・理学療法士等体制強化加算（介護予防除く）30 円／日

- ・事業所が送迎を行わない場合（介護予防除く）片道－47 円／日（往復－94 円／日）

- ・科学的介護推進体制加算40 円／月

- ・介護予防通所リハビリテーション長期利用の減算
利用開始日の属する月から 12 月を越える場合
（定期的なりハビリテーション会議による計画見直しを行い
LIFE へのデータ提供・フィードバックの活用行う場合減算を行わない）
要支援 1：－120 円／月 要支援 2：－240 円／月

- ・通所リハビリ退院時共同指導加算600 円／日

- ・高齢者虐待防止未実施減算：各要件満たしていない場合 所定単位数の 1／100 相当の減算／回

- ・業務継続計画未実施減算：
1 年間経過措置中に業務継続計画策定されない場合 所定単位数の 1／100 相当の減算／回

交通費

(居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導)
(訪問看護及び介護予防訪問看護)
(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション)

①5Km 未満	220 円 (税込) /回
②5Km 以上 10Km 未満	440 円 (税込) /回
③10Km 以上 15Km 未満	660 円 (税込) /回
④15Km 以上 20Km 未満	880 円 (税込) /回
⑤20Km 以上 30Km 未満	1,100 円 (税込) /回
⑥30Km 以上 40Km 未満	2,200 円 (税込) /回
⑦40Km 以上 50Km 未満	3,300 円 (税込) /回

法の定めるところにより当事業者が行う通常事業実施地域（滝沢市・雫石町・盛岡市）以外に居住する要介護者等に居宅サービスを提供した場合の交通費は事業者より利用者の居宅までの片道距離で算定し居宅サービス基本利用料とは別に上記の定める金額を実費徴収する。
但し、交通費の支払を受ける場合は、あらかじめ要介護者等又はその家族に対して説明を行い、書面により利用者の同意を得るものとする。